

— 貯水槽に関する法令 —

貯水槽	水道法	簡易専用水道	<p>市町村などの水道事業体から供給される水のみを水源とする飲料水の供給施設のうち、貯水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの。</p> <p>簡易専用水道の管理者は、1年以内に1回定期的に貯水槽の清掃、点検を行い厚生労働大臣指定の検査機関による法定検査を受けることが水道法により義務付けられています。</p>
		専用水道	<p>寄宿舍、社宅等で、人の飲用、炊事用、浴用、その他、人の生活の用に供する自己水源を持つ自家用水道で、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住居者が100人を超えるもの 2. 飲食や生活用とに使われるが、1日最大20m³を超えるもの <p>また、宿舍、社宅等で人の飲用、炊事用、浴用、その他、人の生活の用に供する水を他の水道水から受水するもので、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貯水槽の有効容量が、100m³を超えるもの 2. 口径25mmの導管の全長が1500mを超えるもの
		小規模貯水槽	<p>これまでの衛生管理の規則がなかった有効容量10m³未満の小規模貯水槽に対しても一般の貯水槽同様に定期清掃等が義務付けられました。</p> <p>小規模水槽への規制内容は、各都道府県・政令指定都市毎の条例や要領などによって取り決められています。</p>
	ビル衛生管理法	<p>事務所、店舗、興行場、百貨店、旅館、学校等多数の人が使用するビルであって床面積3000m²以上のものを特定建築物と呼びます。この特定建築物については、ビル衛生管理法により貯水槽の有効容量に関係なく、貯水槽の管理が義務付けられています。</p>	